

佐賀県告示第 258 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 17 条第 1 項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第 2 項の規定に基づき公示する。

その関係図書は、佐賀土木事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和 2 年 10 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 河川の名称、河川管理施設の名称又は種類、河川管理施設の位置及び管轄土木事務所

河川の名称	河川管理施設の名称又は種類	河川管理施設の位置	管轄土木事務所
六角川 水系山 犬原川	両岸堤防	多久市北多久町大字小侍 862 番 1 地先又は 1009 番 2 地先 梅乃木橋端上流からそれぞれ多久市北多久町大字小侍 823 番 8 地先又は 841 番 19 地先 J R 唐津線山犬原川橋下流端まで 多久市北多久町大字小侍 823 番 8 地先 J R 唐津線山犬原川橋上流端から多久市北多久町大字小侍 823 番 6 地先筋原橋下流端まで 多久市北多久町大字小侍 591 番地先筋原橋上流端から多久市北多久町大字小侍 561 番 2 地先京町橋下流端まで	佐賀土木事務所

2 管理を行う者の氏名及び住所

氏名 道路管理者 多久市長 横尾 俊彦

住所 多久市北多久町大字小侍 7 番 1 号

3 管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルまでの範囲内にあるものについての維持

(3) 原則として道路専用施設に係る災害復旧

4 管理の期間

令和 2 年 10 月 13 日から道路の存続する日まで